

八幡浜地区施設事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

〔 令和 5年 3月 24日 〕
〔 条 例 第 1 号 〕

改正

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、組合長、消防長、監査委員をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付及び送付に要する費用を規則で定める方法により負担しなければならない。

(審議会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、八幡浜地区施設事務組合個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又はこの条例を廃止しようとする場合。ただし、軽微な改正を除く。

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定め、又は変更しようとする場合
(審議会)

第5条 法に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、本組合に審議会を置く。

2 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
(2) 第4条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
(3) 法又はこの条例の施行に係る重要な事項について調査審議すること。

3 前項に定めるもののほか、審議会は、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関に対して意見を述べることができる。

4 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

5 審議会の委員は、学識経験者のうちから組合長が委嘱する。

6 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 組合長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員として適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

8 審議会は、第2項に規定する調査審議のため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者（同項第3号の場合にあっては、実施機関の職員その他関係者）の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

9 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

10 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に基づき行う審議会の調査審議の手続は、公開しない。

11 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第1

3条第4項に規定する参加人をいう。)に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

12 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用状況の公表)

第6条 組合長は、毎年1回、実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめて公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第4条の規定は、公布の日から施行する。

(八幡浜地区施設事務組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 八幡浜地区施設事務組合個人情報保護条例(平成18年条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の八幡浜地区施設事務組合個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項又は第11条第5項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行の際現に旧実施機関から旧個人情報の取扱いに係る事務の委託を受けたものである者又はこの条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いに係る事務の委託を受けたもの

であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(3) この条例の施行の際現に旧実施機関から旧個人情報の取扱いに係る事務の委託を受けたものである者から当該事務の再委託を受けたものである者又はこの条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いに係る事務の委託を受けたものであった者から当該事務の再委託を受けたものであった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(4) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下次項において「施行日」という。）前に旧条例第12条第1項若しくは第2項（旧条例第15条第2項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）、第15条第1項若しくは第16条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正及び削除に対する処理については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により旧条例第30条第1項の規定により組合に置かれた同項に規定する八幡浜地区施設事務組合個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）にされた諮問は、審議会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第35条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に法施行条例附則第2条の規定による旧条例第35条第1項の規定により組合に置かれた同項に規定する八幡浜地区施設事務組合個人情報保護審議会の委員である者は、この条例の施行の日（以下次項において「施行日」という。）に、第5条第4項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

(準備行為)

第4条 組合長は、施行日前においても、第5条第4項の規定の例により、審議会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。